

表示例

名称、保存の方法、消費期限、アレルギーについては、特に注意して記載ください。

弁当（透明な容器に入れられたもの）

名称	弁当
原材料名	ご飯（国産）、おかず、（一部に乳成分・小麦・卵・えび・大豆・鶏肉・さけを含む）
添加物	調味料（アミノ酸等）、pH調整剤、保存料（ソルビン酸K）、着色料（赤102）
消費期限	2.6.1 20時
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	〇〇 〇〇 奈良市〇〇町〇ー〇

弁当の外部から見て、その原材料がわかるおかずについては、おかず類をまとめて「おかず」と表記

製造所等の所在地 = 製造所（工場）の所在地

製造者等の氏名
※屋号は認められません
※個人の場合は、氏名（フルネーム）

弁当（透明な容器に入れられたもの）

名称	弁当
原材料名	ご飯（国産）、鶏唐揚げ（小麦を含む）、煮物（大根、なすび、人参、その他）、焼鮭、その他おかず／調味料（アミノ酸等）
消費期限	2.6.1 20時
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	〇〇 〇〇 奈良市〇〇町〇ー〇

メインとなるおかずを表示し、これ以外は「その他おかず」と簡略化して表示

原材料名の欄に、添加物を区別して表記

食品表示法關係資料

食品表示法（新表示）について

食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。
（食品表示法第5条）

1. 生鮮食品について

平成29年10月1日から完全移行

2. 加工食品及び添加物について

栄養成分表示制度について

令和2年4月1日から完全移行

- （新）原料原産地表示制度については、令和4年4月1日から完全移行

主な変更点

名称	調味梅干
原材料名	梅、しそ、漬け原材料（食塩、アミノ酸液、しょうゆ） <u>（一部に小麦・大豆を含む）</u>
添加物	調味料（アミノ酸等）、酸味料、甘味料（ステビア）、シソ色素
原料原産地名	中国
内容量	300 g
賞味期限	枠外上部に表示
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	株式会社 ○○漬物 奈良市○○町○ー○

- (1) 表示の方式（添加物の事項欄追加）
- (2) 食品関連事業者、製造者等
- (3) アレルギー表示
- (4) 栄養成分表示の義務化
- (5) その他

表示の方式

別記様式一（第8条関係）

名称
原材料名
添加物
原料原産地名
内容量
固形量
内容総量
消費期限
保存方法
原産国名
製造者（食品関連事業者）

ただし、別表第20に掲げる食品にあっては、同表にて別に定める

表示に用いる文字は、8ポイントの活字以上の大きさの文字とする。（ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものなどにあつては、5.5ポイント以上とすることができる。）

（添加物）

事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示可

（食品関連事業者）

食品関連事業者が、販売業者、加工業者又は輸入業者である場合にあつては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とする。

（枠の表示）

この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。

原材料と添加物の区分の方法

添加物の事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示する方法

- ① 原材料と添加物を記号（／）で区分して表示する。

原材料名	いちご、砂糖／ゲル化剤（ペクチン）、酸化防止剤（ビタミンC）
------	--------------------------------

- ② 原材料と添加物を改行して表示する。

原材料名	いちご、砂糖 ゲル化剤（ペクチン）、酸化防止剤（ビタミンC）
------	-----------------------------------

- ③ 原材料と添加物を別欄に表示する。

原材料名	いちご、砂糖
	ゲル化剤（ペクチン）、酸化防止剤（ビタミンC）

食品表示基準Q&A 加工-253参照

食品関連事業者、製造者等

表示には、食品関連事業者（表示責任者）と製造者等の記載をしなければなりません。

- (1) 食品関連事業者（表示責任者）の氏名又は名称及び住所
※ 一括表示（別記様式一（第8条関係））の枠内に表示
- (2) 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称
※ (1) 食品関連事業者と近接して表示すること

- (1) 「食品関連事業者（表示責任者）の氏名等及び住所」
＝「製造所等の所在地及び製造者等の氏名等」の場合（同じ場合）

製造者	〇〇株式会社 奈良市〇〇町…
-----	-------------------

- (2) 「食品関連事業者（表示責任者：販売者）の氏名等及び住所」
≠「製造所等の所在地及び製造者等の氏名等」の場合（異なる場合）

販売者	△△株式会社 東京都〇〇区…
-----	-------------------

製造所※	〇〇株式会社 奈良市〇〇町…
------	-------------------

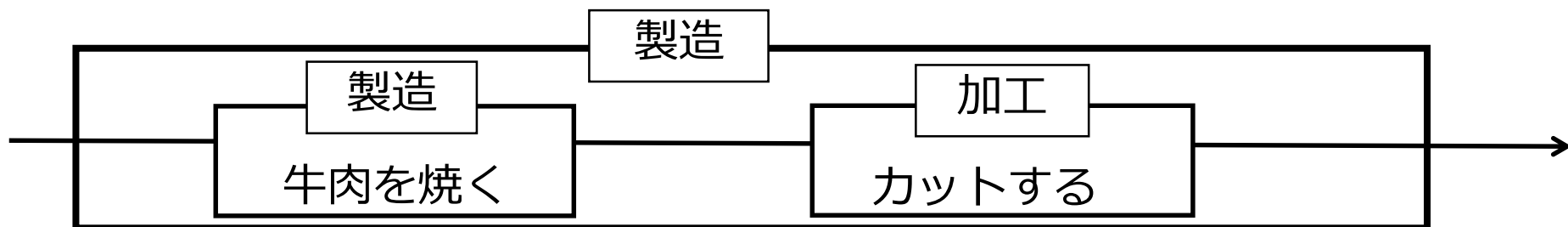
※「製造者」、「製造場所」等の製造した場所が分かるような事項名も可。

※ 製造者の枠内表示可

この場合、販売者が食品関連事業者（表示責任者）であることを合意しておく必要がある。

製造者と加工者

製造者	加工者
「加工」行為以外を行った者	「加工」行為を行った者
製造	加工
その原料として使用したのものとは <u>本質的に異なる</u> 新たな物を作り出すこと	あるものを材料としてその <u>本質は保持</u> させつつ、新たな属性を付加すること（加工行為を行う前後で比較して、本質の変更を及ばさない程度の行為）
加工以外の行為	<ul style="list-style-type: none"> ①形態の変更（切断、整形、選別、破碎、混合） ②容器包装の変更（盛り合せ、<u>小分け</u>） ③その他（加塩、骨取り、表面をあぶる、冷凍（冷凍食品等の製造行為に該当するものを除く）、解凍、結着防止）



アレルギー表示

特定原材料等の名称	理由	表示の義務
卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに	特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの	表示義務
いくら、キウイフルーツ、くるみ、大豆、バナナ、やまいも、カシューナッツ、もも、ごま、さば、さけ、いか、鶏肉、りんご、まつたけ、あわび、オレンジ、牛肉、豚肉、アーモンド	症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると、少ないもの。 特定原材料とするか否かについては、今後、引き続き調査を行うことが必要。	表示を推奨 (任意表示)
ゼラチン	牛肉・豚肉由来であることが多く、これらは特定原材料に準ずるものであるため、既に牛肉、豚肉としての表示が必要であるが、過去のパブリックコメント手続において「ゼラチン」としての単独の表示を行うことへの要望が多く、専門家からの指摘も多いため、独立の項目を立てている。	表示を推奨 (任意表示)

推奨表示については、任意であることから、事業者によっては、表示をしていない場合があるので、注意が必要です。

個別表示の原則

アレルギー表示は、特定原材料等を原材料として含む旨又は食品に含まれる添加物が特定原材料等に由来する旨を、原則、原材料名の直後に括弧を付して表示する。

原材料	原材料名 (～を含む)	
添加物	①物質名	物質名 (～由来)
	②一括名	一括名 (～由来)
	③用途名併記	用途名 (物質名 : ～由来) 又は用途名 (物質名 (～由来))

特定原材料のうち、「乳」については、「**乳成分を含む**」(ただし、添加物にあつては、「**乳由来**」)と表示すること)

繰り返しになるアレルギーの省略

表示をする最終食品に対し、2種類以上の原材料又は添加物を使用しているものであつて、原材料又は添加物に同一の特定原材料等が含まれているものにあつては、そのうちのいずれかに特定原材料等を含む旨又は由来する旨を表示すれば、それ以外の原材料又は添加物については、特定原材料等を含む旨又は由来する旨を省略することができる。

一括表示が可能な場合の例

原則、個別表示とするが、**個別表示により難しい場合や個別表示がなじまない場合**などは、一括表示も可能なこととする。

(個別により難しい場合や個別表示がなじまない場合などの例示)

- 個別表示よりも一括表示の方が文字数を減らせる場合であって、**表示面積に限りがあり、一括表示でないと表示が困難な場合**
- 食品の原材料に使用されている添加物に特定原材料等が含まれているが、**最終食品**においては**キャリーオーバー**に該当し、当該添加物が表示されない場合 ほか

従前の取扱い（食品衛生法）

特定原材料等そのものが原材料に使用されている場合や、代替表記等で表示されていれば、**一括表示欄への表示は省略可**

原材料欄の最後に「**原材料の一部に**○○を含む」と表示する方法が一般的であった。

施行後の取扱い（食品表示法）

特定原材料等そのものが原材料として表示されている場合や、代替表記等で表示されているものも含め、**一括表示欄には当該食品に含まれる、すべての特定原材料等を表示すること（一覽性）**

原材料欄の最後（原材料と添加物を事項欄を設けて区分している場合は、それぞれ原材料欄の最後と添加物欄の最後）に「**一部に**○○を含む」と表示すること

個別表示と一括表示の組み合わせ使用不可

代替表記・拡大表記

代替表記	拡大表記
<p>特定原材料等と具体的な表示方法が異なるが、<u>特定原材料等の表示と同一のものであると認められるものとして別表3に掲げる表示</u>を行う場合にあつては、当該表示をもって特定原材料等の表示に代えることができる</p>	<p>原材料名又は添加物名に<u>特定原材料等又は代替表記を含む場合は、特定原材料等を使った食品であることが理解できるものとして別表3に掲げる表示</u>を行えば、当該表示をもって特定原材料等の表示に代えることができる</p>
<p>例) 卵 ⇔ 「エッグ」 「玉子」</p>	<p>例) 卵 ⇔ 「ハムエッグ」 「厚焼玉子」</p> <p>注) 「卵白」、「卵黄」は、拡大表記から除外 (新表示例) 卵白(卵を含む)、卵黄(卵を含む)</p>

特定加工食品制度の廃止

<p>特定加工食品とは、表記に特定原材料等又は代替表記を含まないが、一般的に特定原材料等を含むことが予測できると考えられてきたものをいいます。</p> <p><u>新表示では、特定加工食品及びその拡大表記が廃止され、アレルギー表示をする必要があります。</u></p>
<p>例) ①卵の特定加工食品及びその拡大表記 (廃止)</p> <p>マヨネーズ、からしマヨネーズなど <u>(新表示例) マヨネーズ (卵を含む)</u></p> <p>②小麦の特定加工食品及びその拡大表記 (廃止)</p> <p>パン、クリームパンなど <u>(新表示例) パン (小麦を含む)</u></p>

新表示では、代替表記及びその拡大表記以外については、アレルギー表示をする必要があります。

アレルギー表示例（その1）

繰り返しになるアレルギー表示の省略

【表示例】

（省略しない場合）

原材料名	〇〇〇〇（△△△△、ごま油）、ゴマ、□□、×××、醤油（大豆・小麦を含む）、マヨネーズ（大豆・卵・小麦を含む）、たん白加水分解物（大豆を含む）、卵黄（卵を含む）、食塩、◇◇◇、酵母エキス（小麦を含む）
添加物	調味料（アミノ酸等）、増粘剤（キサンタンガム）、甘味料（ステビア）、◎◎◎◎（大豆由来）

（省略する場合）

原材料名	〇〇〇〇（△△△△、ごま油）、ゴマ、□□、× ××、醤油（大豆・小麦を含む）、マヨネーズ（卵を含む）、たん白加水分解物、卵黄、食塩、◇◇◇、酵母エキス
添加物	調味料（アミノ酸等）、増粘剤（キサンタンガム）、甘味料（ステビア）、◎◎◎◎

- ・醤油に「大豆を含む」と表示することで、同様に大豆を含む、マヨネーズ、たん白加水分解物、◎◎◎◎の「大豆を含む」及び「大豆由来」を省略
- ・醤油に「小麦を含む」と表示することで、同様に小麦を含む、マヨネーズ、酵母エキスの「小麦を含む」を省略
- ・マヨネーズに「卵を含む」と表示することで、同様に卵を含む、卵黄の「卵を含む」を省略

アレルギー表示例（その2）

一括表示

【表示例】

名称	チョコレートケーキ
原材料名	準チョコレート（パーム油、砂糖、全粉乳、ココアパウダー、乳糖、カカオマス、食塩）、小麦粉、ショートニング、砂糖、卵、コーンシロップ、乳又は乳製品を主要原料とする食品、ぶどう糖、麦芽糖、加工油脂、カラメルシロップ、食塩、 <u>（一部に大豆・乳成分・小麦・牛肉・卵を含む）</u>
添加物	ソルビトール、酒精、乳化剤、膨張剤、香料、 <u>（一部に大豆・乳成分を含む）</u>
...	...

【表示例】

名称	チョコレートケーキ
原材料名	準チョコレート（パーム油、砂糖、全粉乳、ココアパウダー、乳糖、カカオマス、食塩）、小麦粉、ショートニング、砂糖、卵、コーンシロップ、乳又は乳製品を主要原料とする食品、ぶどう糖、麦芽糖、加工油脂、カラメルシロップ、 <u>食塩</u> ／ソルビトール、酒精、乳化剤、膨張剤、香料、 <u>（一部に大豆・乳成分・小麦・牛肉・卵を含む）</u>
...	...